

第4章 公共施設マネジメントの取組

第1章で述べたとおり、1970～1980年代に大量に整備された公共建築物の老朽化が進み、既に多くの施設で大規模改修や設備機器の更新時期を迎えています。しかし、人口減少、少子高齢化に伴い市税収入の見通しは厳しく、社会保障関係経費の増加も著しい中で、公共建築物の改修・更新のための財源の確保は一層困難となっています。

公共建築物以外においても、道路、橋りょう等の土木系公共施設については、高度経済成長期に整備されたものが多く、老朽化が進んでいて、今後、大量に改修・更新時期を迎えることとなります。上下水道、市立旭川病院といった企業会計施設も同様に施設・設備の更新時期を迎えています。

「旭川市公共施設等総合管理計画」では、本市の財政状況、市民ニーズ、人口動向などを踏まえ、必要な公共施設等を最適な形で持続的に提供していくため、次の4項目を基本方針として整理しています。

1 施設保有量の最適化

財政状況や人口規模に応じて、必要な機能やサービスを集約するなど、施設保有量の最適化を図ります。

全ての公共施設等をそのまま維持するのは財政的に困難である一方、人口減少や社会環境の変化等により、公共施設等に対する市民ニーズが変わっていくことも予想されます。

土木系公共施設及び企業会計施設については、その多くが道路、橋りょう、上下水道施設といった都市基盤施設であり総量の縮減は現実的ではないことから、公共建築物を中心に、財政状況や人口規模に応じて必要な機能やサービスを集約するなど、施設保有量の最適化を図ります。

2 施設の適切な維持管理

施設ごとに適切な保全を図り、長寿命化や耐震化を進めます。

公共施設等を市民が安心して利用するためには、良好な状態で維持しながら有効活用していくことが重要です。

そのためには、まず、公共施設等の老朽化の状況、将来予測、建替え時期などを勘案しつつ、改修等の必要性や緊急性を評価する必要があります。その上で、施設ごとに中長期的な修繕計画に基づいて適切な保全に努めるとともに、施設の長寿命化や耐震化を進めていきます。

3 コストの抑制と財源確保

現在の契約手法について見直しを行ったり、民間のノウハウを取り入れるなど、効果的・効率的に施設を運営していきます。

公共施設等の維持管理には、様々な委託業務や修繕などに多額の経費が必要になります。

そのため、現在の契約手法の見直しによる経費削減や、民間のノウハウを取り入れるなど、効果的・効率的な施設運営に努めます。

4 推進体制とマネジメントサイクルの構築

公共施設等の課題解決に向け、本市の公共施設マネジメントを推進していくため、専門組織を中心とした全庁横断的な推進体制を構築します。

公共施設等が抱える課題を解決するためには、全庁的な公共施設マネジメントが必要です。

そのため、専門組織を中心とした全庁横断的な体制を構築し、課題解決に向けて公共施設マネジメントを推進していきます。

なお、企業会計施設については、それぞれ経営計画を策定し、独立採算で事業を行っているため、これらの計画を進めることで計画的な施設整備と財政負担の平準化等を図っていきます。

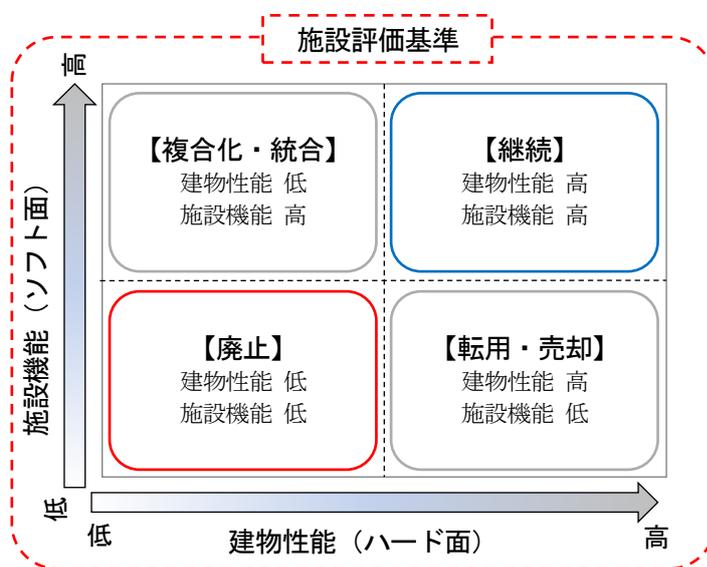
1 施設保有量の最適化

(1) 総量の削減

公共建築物について、ハード面としての建物性能（老朽度、耐震性、バリアフリー等）、ソフト面としての施設機能（利用状況、事業運営コスト等）など、様々な視点から基準を定めて客観的に評価するとともに、地域における施設の役割や設置状況、市民ニーズなどを考慮しながら再編計画を策定します。

その上で、今後の財政状況や人口動向を考慮して、施設規模の適正化を図りながら、既存施設の複合化、多機能化、統合、転用、民間施設の利活用など（以下「複合化等」という。）により必要な機能やサービスを集約し、施設保有量の段階的な削減に取り組みます。

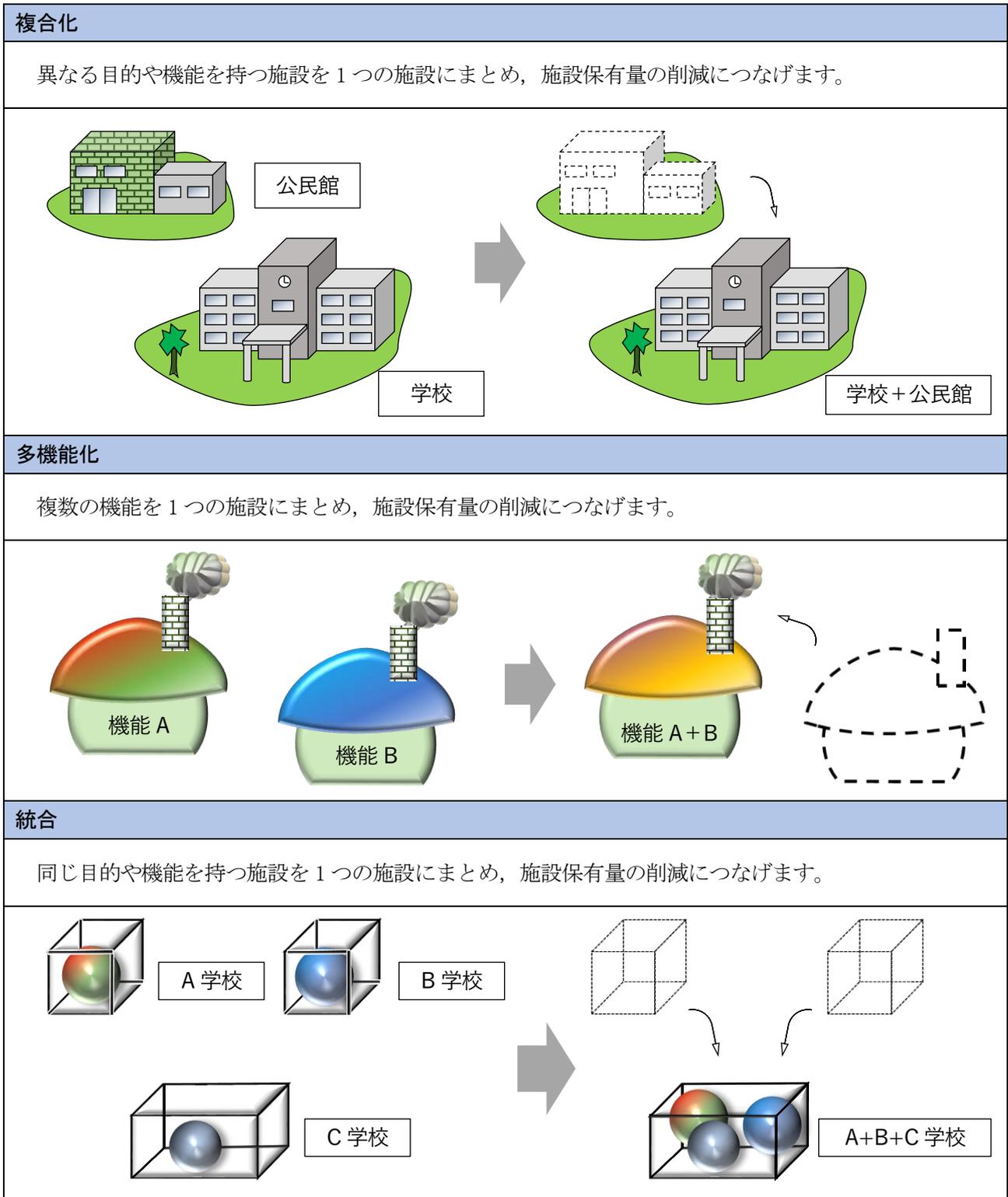
【図表 4-1 マトリックスを使用した公共建築物評価のイメージ】



(2) 建替えや新規整備の考え方

社会環境の変化等により、新たに施設を整備するときは、既存施設の有効活用を優先的に検討しますが、建替えや新規整備が必要となり、施設保有量が増加する場合には、別の施設での複合化等により、中長期的な視点で市全体の施設保有量の削減に取り組みます。

【図表 4-2 施設再編のイメージ】



※複合化，多機能化，統合により不要となった建物・土地については，他用途への転用，貸付け，売却に努めます。

2 施設の適切な維持管理

(1) 点検・診断の実施

公共施設等は、数多くの部品部材、設備機器などで構成されており、それらはそれぞれの目的と機能をもっています。

公共施設等を良好な状態で維持しながら、事故などを未然に防止するため、定期的に点検・診断を行います。また、点検・診断の結果を集約・蓄積することで、劣化や損傷状況を適切に把握し、改修等を実施する上での判断材料とします。

(2) 改修等の優先度

年数経過により低下した公共施設等の性能を良好な状態に回復するには、改修等を行う必要があります。

一定規模以上の改修等は、緊急性のほか、対象となる機器や部材の重要度、老朽化の状況、将来予測、更新時期などを総合的に勘案し、優先度が高いものから計画的・効率的に実施することとします。また、計画的な改修等を着実に実施するため、予算管理についても検討します。

(3) 予防保全^{※9}・長寿命化

改修等は、壊れてから直す「事後保全」を中心に行われていますが、単一年度に改修等が集中し財政負担に偏りが生じるおそれもあります。今後も継続して保有する公共施設等は、構造及び部位ごとに目標使用年数や改修周期を定め、計画的に改修等を行う「予防保全」を導入することで、長寿命化を図るとともに財政負担の平準化に努めます。

また、公共建築物については、施設保全計画作成指針に基づき個別施設保全計画を作成します。

(4) 耐震化の推進

避難所、防災拠点となる公共建築物、人命救助、物資輸送及び避難の経路となる橋りょうなどの土木系公共施設、その他の特定既存耐震不適格建築物^{※10}について耐震改修を推進します。

耐震改修は、特に重要度の高い公共施設等から優先的に行うこととします。また、予定されている大規模な更新工事等に合わせて耐震改修を行うなど、経費削減にも努めます。

(5) ユニバーサルデザイン化の推進

公共施設等の整備、改修等に当たっては、バリアフリー化に取り組むとともに、ユニバーサルデザインの考えに基づき、誰もが利用しやすい施設整備を目指します。

(6) 廃止施設の除却

今後とも利用見込みのない公共施設等について、土地の売却など有効活用が見込める場合や、倒壊の危険性など周辺環境に影響を及ぼす場合は優先的に除却します。

^{※9} 予防保全

従来の事後保全(不具合が生じてから修繕を実施)と異なり、部材等の耐用年数に基づき計画的に改修等を行う保全方法で、建物の長寿命化につながり長期的な財政負担の軽減が期待できるが、短期的には改修等により財政負担が増加する。

^{※10} 特定既存耐震不適格建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条に規定する用途区分や規模要件に該当する建築物

3 コストの抑制と財源確保

(1) 管理運営の効率化

公共施設等ごとに実施している維持管理業務の現状を把握し、課題を整理するとともに、各種委託業務の契約手法の見直しや維持管理業務の標準化などについて検討し、管理運営の効率化に努めます。

(2) 民間活用の促進

公共施設等の整備，更新，維持管理及び運営について，地元業者の受注機会に配慮しつつ，指定管理者制度^{※11}，PFI^{※12}，PPP^{※13}による民間事業者の資金・ノウハウの活用，包括契約^{※14}や一括契約^{※15}の導入など，多様な選択肢からより効果的・効率的なサービスの提供方法を検討します。

また，地域に密着した公共施設等については，地域住民による維持管理の実施も検討します。

(3) 施設の売却

用途廃止を予定している公共施設等については，庁内での利活用を検討し，庁内での利活用が見込めない場合は，売却又は貸付けに努めます。

また，売却益等の有効活用策として，基金に積み立てて公共施設等の改修等や更新の財源とすることなどを検討します。

(4) 受益者負担の適正化

公共施設等の利用実態などに照らし，現状の利用料金等による利用者負担の在り方について問題がないか整理し，必要に応じて基準の見直しを検討します。

(5) 広域的な連携

公共施設等の共同整備や相互利用など，コスト抑制のために国，北海道及び周辺市町村との広域的な連携に努めます。

※11 指定管理者制度

民間事業者や自治会，NPO法人等による公の施設の管理運営を可能とするもので，民間活力を活用してサービス向上，経費節減等を図ることを目的とする。

※12 PFI

「Private Finance Initiative」の略。公共施設等の建設，維持管理，運営等に民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用することで，効率化やサービス向上を図る公共事業の手法の一つ

※13 PPP

「Public Private Partnership」の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で，民間資本や民間のノウハウを利用し，効率化や公共サービスの向上を目指すもの

※14 包括契約

内容の異なる業務をまとめて契約する手法

※15 一括契約

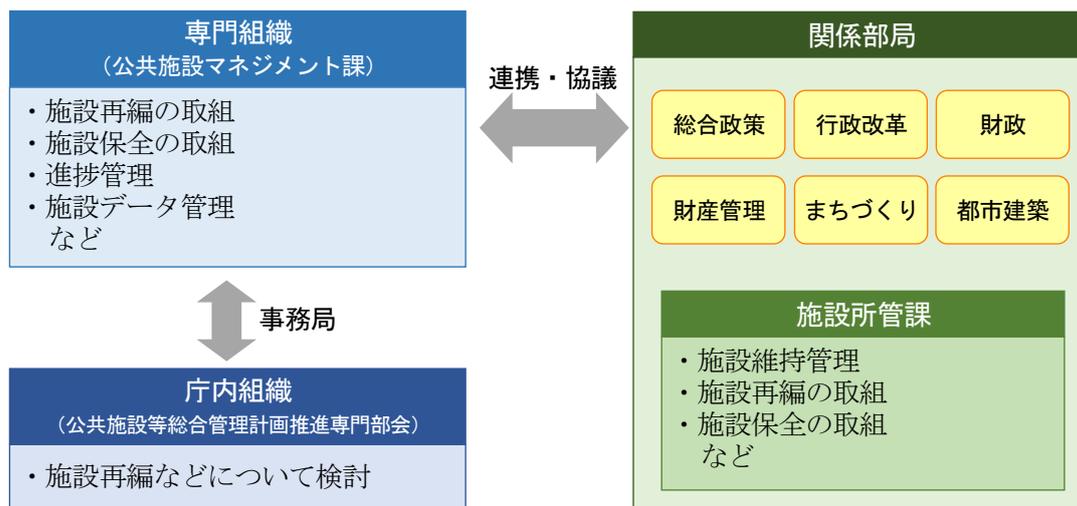
同内容の業務をまとめて契約する手法

4 推進体制とマネジメントサイクルの構築

(1) 推進体制

専門組織が関連部局と連携・協議し、庁内の専門部会を立ち上げるなど、全庁横断的な体制を構築し、一体となって公共施設マネジメントの取組を推進します。公共施設マネジメントに係る専門組織としては、平成 28（2016）年 4 月に公共施設マネジメント課を設置しました。

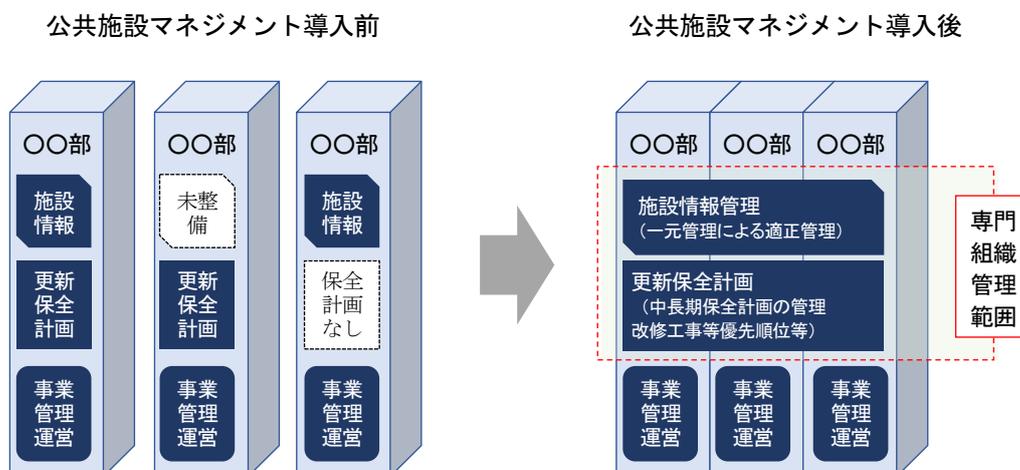
【図表 4-3 公共施設マネジメント推進体制のイメージ】



(2) 施設情報の一元管理

公共建築物に係る情報の共有化を図るため、施設の状態や修繕履歴、光熱水費、施設管理費などのデータを蓄積し、一元的に管理するシステムの構築に努めます。

【図表 4-4 施設情報の一元管理のイメージ】



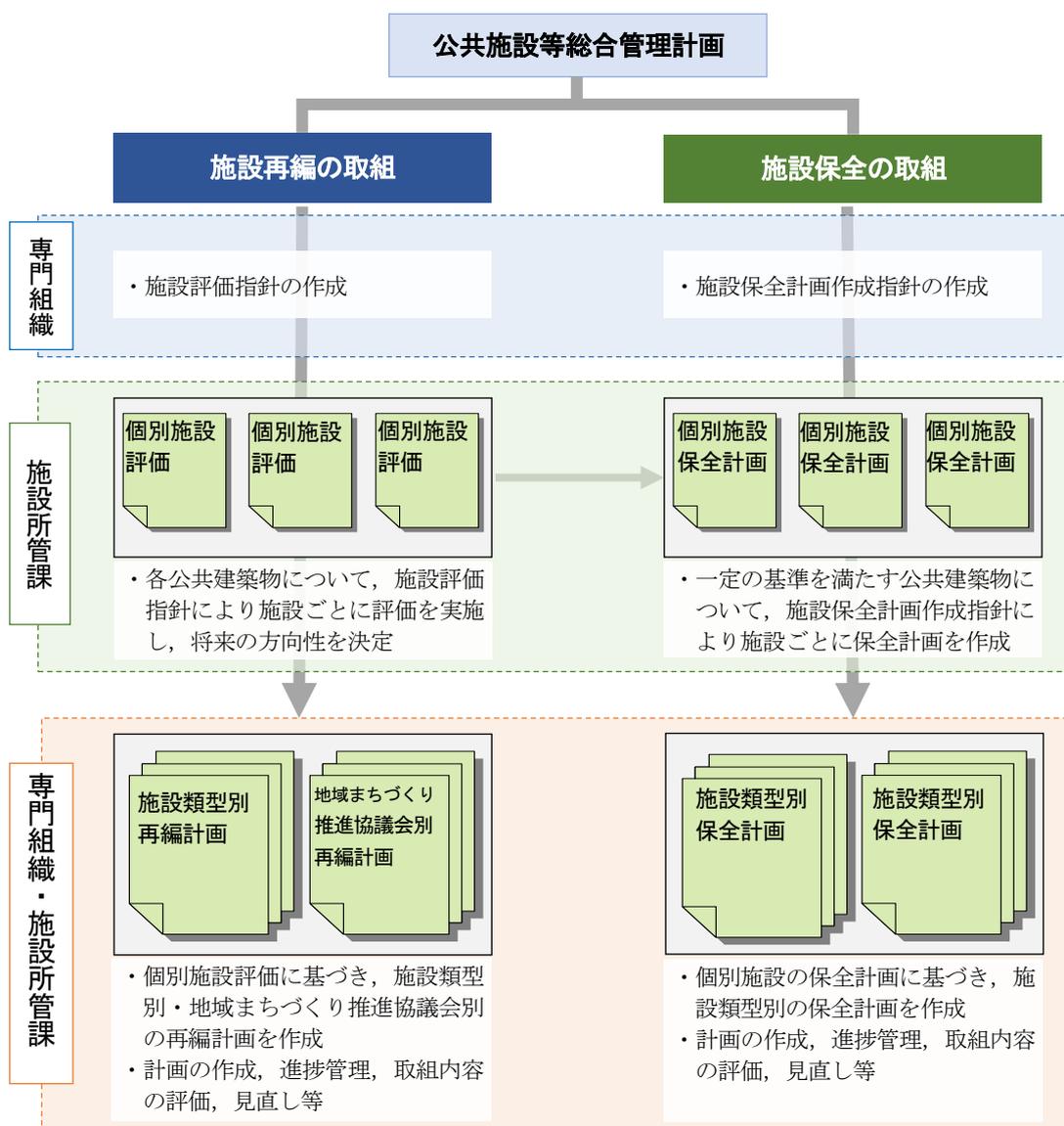
(3) 公共施設マネジメントの実践

専門組織（公共施設マネジメント課）が作成した指針により、施設所管課は各公共建築物の施設評価※16を行い、そこで実施している事業や機能との関係性を踏まえ、事業等の実施に必要なスペースの確保手法を整理します。専門組織は、施設評価の結果に基づいて再編計画を作成し、施設類型別・地域まちづくり推進協議会別に個別施設の将来像を示しつつ、「施設保有量の最適化」の取組を進めていきます。

また、施設評価において「将来にわたり市が保有し続ける」ものとした公共建築物のうち、一定の基準を満たすものについては、専門組織が定める指針により、個別施設・施設類型別の保全計画を作成し、「施設の適切な維持管理」の取組を進めていきます。

専門組織は施設所管課と連携・協力し、再編計画及び保全計画の作成、進捗管理、取組内容の評価、見直し等を行います。

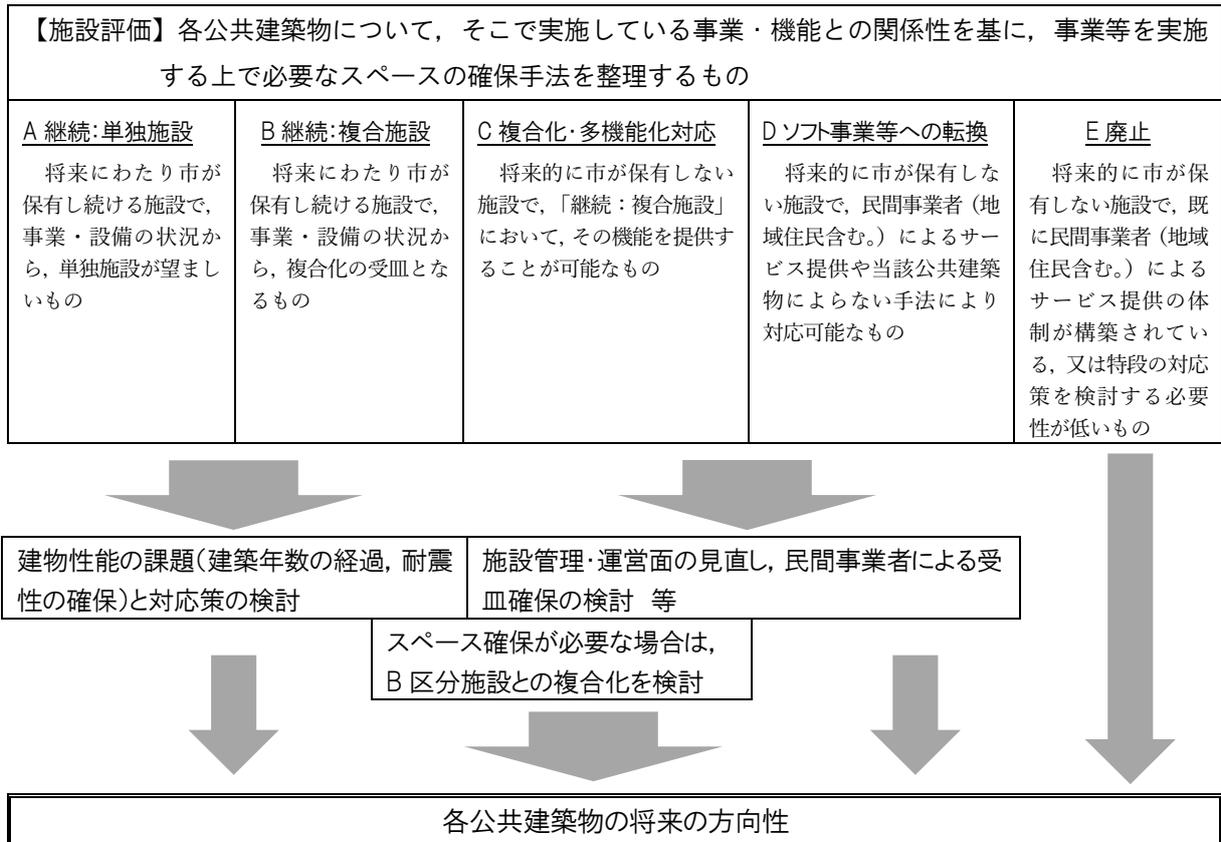
【図表 4-5 公共施設マネジメントの流れ】



※16 施設評価

公園トイレ等の小規模なものや用途廃止済みのものを除く市有の公共建築物について、将来の方向性を整理・検討するため、事業等の実施に必要なスペースの確保手法をまとめたもの

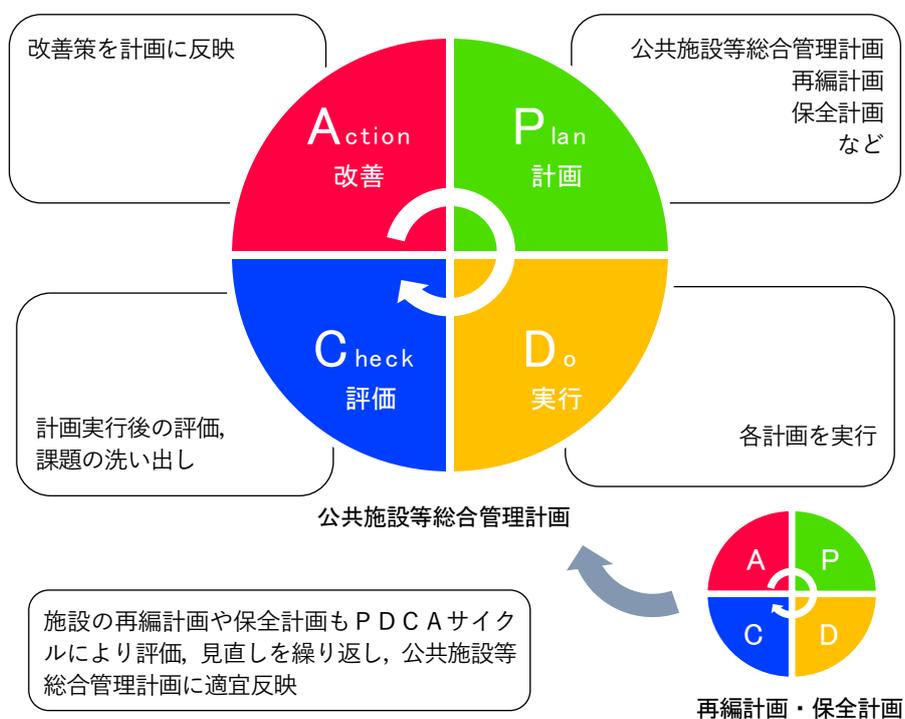
【図表 4-6 施設評価, 将来の方向性の検討・整理】



(4) PDCAマネジメントサイクル

公共施設マネジメントに、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）からなるPDCAサイクルを取り入れ、スパイラルアップ※17を図りながら計画自体を適宜見直します。

【図表 4-7 PDCA公共施設マネジメントサイクル】



(5) 市民及び議会への情報提供

市民に対する情報提供や意見聴取を通じ、公共施設等についての課題の共有化に努めます。また、議会に対しても適宜情報を提供していきます。

(6) 職員の意識改革の推進

全庁的に公共施設マネジメントを推進するためには、職員一人一人が問題意識をもって取り組んでいく必要があります。そのため、公共施設マネジメントについての研修を行うなど、各職員の意識啓発に努めます。

※17 スパイラルアップ

何度も改善することにより、継続的な改良や向上に結びつけること。

5 これまでの取組

(1) 基本方針1「施設保有量の最適化」

ア 施設再編計画

平成31年2月に第1期アクションプログラム施設再編計画（対象は公共建築物のみ）を策定しました。それ以降は年度版の施設再編計画を作成し、取組の進捗等を整理しています。施設保有量については新規施設の整備、施設更新等により、目標である約10万㎡の削減に対して、令和6年4月1日時点で37,992.35㎡の増加となっておりますが、将来にわたり市が保有し続ける施設（施設評価A, B）では、おおむね計画どおり取組が進んでいます（施設評価についてはP77参照）。一方で、将来的に市が保有しない施設（施設評価C, D, E）では、施設の将来像の達成時期の目途が立っていない施設も多くあり、令和5年度には、それらの施設を中心に行政評価^{※18}と連携した個別フォローアップなどの対応を行いました。

※18 行政評価

本市が実施する事務事業又は行財政改革の状況について客観的に評価、点検を行い、その結果を今後の改善や見直しに反映させるための取組

【図表 4-8 市有公共建築物の施設数・面積の状況】

施設類型	施設再編計画策定時 (平成 31 年 2 月 1 日)		目標値 (令和 22 年 3 月 31 日)		現状 (令和 6 年 4 月 1 日)	
	施設数	延床面積(m ²)	施設数	延床面積(m ²)	施設数	延床面積(m ²)
集会施設	55	52,650.58	38	44,728.49	58	53,674.36
文化施設	3	20,556.87	2	18,060.99	3	20,206.00
図書館	5	10,520.09	5	10,520.09	5	10,520.09
博物館等	10	16,266.36	9	13,488.52	10	16,261.82
スポーツ施設	24	45,728.64	22	48,327.00	23	46,474.34
レクリエーション 施設・観光施設	11	22,718.59	9	21,136.58	12	23,651.74
産業施設	5	10,131.46	4	9,495.61	4	9,428.55
学校	81	462,187.40	65	417,111.78	77	460,549.17
その他教育施設	1	781.16	1	2,650.00	1	2,835.09
保育園	18	4,508.99	10	2,289.95	12	3,673.68
幼児・児童施設	10	6,277.86	8	4,756.19	11	7,535.34
高齢者福祉施設	10	5,819.32	11	5,919.32	11	8,487.02
障害者福祉施設	2	8,824.84	2	8,824.84	2	8,824.84
庁舎等	22	39,783.60	13	41,753.98	23	63,122.56
消防施設	39	9,764.12	39	9,930.92	39	9,916.23
その他行政系施設	22	17,421.35	22	17,421.35	20	15,111.94
市営住宅	36	380,831.70	29	376,588.94	34	380,108.37
公園	261	9,437.73	261	9,437.73	260	9,380.59
供給処理施設	14	20,126.86	12	19,800.48	12	19,489.03
その他	32	59,122.37	11	21,063.33	46	72,201.48
合計	661	1,203,459.89	573	1,103,306.09	663	1,241,452.24

※一部借上施設を含み、放課後児童クラブを除く。

● 施設の複合化事例（西神楽市民交流センター）

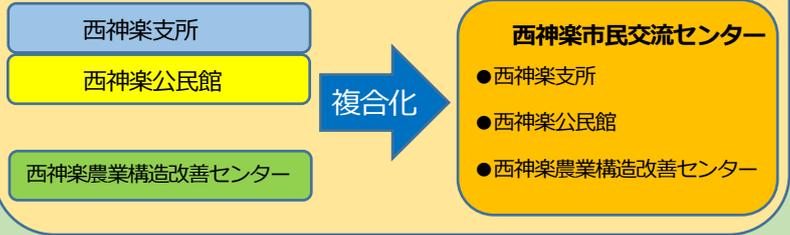
西神楽地域には、西神楽支所（1階：支所，2階：公民館）と西神楽農業構造改善センターが道路をはさんで建っていました。支所の老朽化が進んでいたため，令和2年度に西神楽農業構造改善センターを増改修し，西神楽市民交流センター（農業構造改善センター，支所，公民館の複合施設）としてリニューアルしました。施設内には新たにフリースペースを設けましたが，施設の複合化により，延床面積は約900㎡減少しています。



西神楽市民交流センター
フリースペース

複合化前=3施設合計2,448.83㎡ 複合化後=3施設合計1,550.45㎡

延床面積約900㎡減少



イ 地域集会施設の利活用に関する取組

集会施設機能を有する公共建築物のうち、主に地域に機能を提供している施設（地域集会施設）について、取組の方向性、主な検討項目と進め方などを「地域集会施設の活用方針（平成31年2月）」にまとめ、同方針に基づく具体的な取組内容を「地域集会施設の活用に関する実施計画（令和元年8月）」として整理しました。これらの方針・計画に基づき、令和2年4月には、年末年始の休館日の共通化、貸室の面積区分に応じた料金改定を行いました。

【図表 4-9 地域集会施設の取組概要】

～ 将来像 ～	
全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含めて、多様な利用目的に対応できる環境の整備	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○貸室機能と事業が密接に関わっている施設と貸室機能のみの施設が混在している。 ○公民館については、他の地域集会施設と比べて、利用者負担額と減免の扱いが異なっている。
第1段階に向けた主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の開館時間及び休館日の見直しの検討 ○利用者負担額の改定(部屋の広さに応じた共通使用料(利用料金施設においては、利用料金の上限額)の導入) ○市民委員会、町内会、地域自治団体を対象とする減免の見直しについて検討 ○公民館の運用の見直しにより、飲食の扱いを検討
第1段階(令和2(2020)年度～)	
第2段階に向けた主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育法に基づく公民館の位置付けを持たないことを含めて、施設類型(設置目的を含む。)と施設名称の見直しを検討 ○全ての地域集会施設において、地域活動センター及び公民館が行う事業の実施を検討 ○利用者負担額の改定 ○社会教育団体、社会福祉団体、農業団体、生涯学習活動団体について、減免等に関する審査認定基準を作成し、順次、対象団体の登録等を実施 ○減免等の対象団体は、いずれの地域集会施設を利用しても、減免等の適用となる運用を検討 ○公民館について、社会教育法に基づく位置付けを持たない場合は、営利を目的とした利用を緩和する等、禁止事項についての見直しを検討
第2段階	

(2) 基本方針2「施設の適切な維持管理」

ア 施設保全計画

平成31年3月に第1期アクションプログラム施設保全計画（対象は公共建築物のみ）を策定し、各施設の予防保全部位^{※19}の状況・更新計画を記した施設保全計画表を作成しました。それ以降は、取組の進捗等を整理するため、年度版の施設保全計画表取組状況を作成しています。

令和6年4月1日時点で、約半数の施設では何らかの補修や修繕が必要になっています。また、75.0%の施設には未更新の予防保全部位がありますが、この中には、更新周期を10年以上経過している施設や、「要是正」となっている予防保全部位がある施設も含まれており、必要な更新が十分にできていない状況にあります。

【図表 4-10 施設保全計画表】

No.	施設(建物名)	予防保全部位	更新後等の経過年数 ~2018	第1期アクションプログラム期間(H31~39)			施設の状況	未更新等の経過期間
				2019-2021	2022-2024	2025-2027		
1	中央図書館 延床面積 6,214.03㎡ 目標使用年数 65年	屋上・屋根	24年	未更新(防水一部)	更新(防水)		A	5年以内
		外壁	24年	未更新(シーリング)			A	5年以内
		受変電	24年	-	更新(受変電)		A	-
		非常電源	13年	未更新(直流電源)			A	10年以内
		空調	24年	未更新(熱源機等)	更新(熱源機等)		A	5年以内
		衛生	24年	未更新(ポンプ)	更新(給湯機等)		A	5年以内
		防災	24年	未更新(ポンプ)			A	-
		昇降	24年	-	更新(エレベーター)		A	-
概算費用(千円)				95,012	171,998	-		

【図表 4-11 施設保全計画の取組状況(令和6年4月1日)】

施設の状況		件数	割合	計画的な更新状況	件数	割合
1	予防保全部位に指摘がない	54	51.9%	1 「Ⅰ:計画通り実施(予定を含む)」の項目のみ	3	2.9%
2	予防保全部位に「要是正(既存不適格)」の項目がある	1	1.0%	2 「Ⅱ:一部実施(予定を含む)」の項目がある	9	8.7%
3	予防保全部位に「要是正」の項目がある	49	47.1%	3 「Ⅲ:未更新のまま」の項目がある	78	75.0%
-				- 未更新の項目なし	14	13.5%
計		104	100.0%	計	104	100.0%

※19 予防保全部位

目標使用年数の期間において計画的に更新する必要があり、建物の長寿命化、安全性・機能の維持に必要な不可欠なもの

イ 廃止施設の除却

用途廃止後、利用見込みのない公共施設等の除却を進めました。

【図表 4-12 主な除却施設】

年度	施設名
平成 28 年度	特別支援教育センター
平成 29 年度	保育園 3 施設(西神楽, 東旭川, 東鷹栖中央)
平成 30 年度	保育園 8 施設(秋月, 春光, 千代田, 神居, 神居つくし, 住吉, 緑が丘, 旭東), 旧夜間急病センター
令和元年度	近文生活館旧建物, 市民東鷹栖スキー場建物, 永山保育園, 旭川小学校旧校舎
令和 2 年度	東旭川学校給食共同調理所
令和 3 年度	旧西神楽支所, 旧西神楽公民館, 東栄小学校旧校舎, 第 2 豊岡団地(一部住棟), 新町団地(一部住棟)
令和 4 年度	新町団地, 春光台団地(一部住棟), 千代ヶ岡団地(一部住棟), 旧南消防署東出張所
令和 5 年度	千代田小学校旧校舎, 中央団地, 第 2 豊岡団地(一部住棟), 旭正団地(一部住棟)

(3) 基本方針3「コストの抑制と財源確保」

ア 民間活用の促進

① 指定管理者制度

令和6年4月1日現在、542施設に指定管理者制度を導入していて、公共施設等総合管理計画の策定後、平成29年度には、いきいきセンター神楽及び都市公園3施設に、令和元年度には緑が丘地域活動センターに新たに導入しました。

② ネーミングライツ^{※20}

平成30年4月には大雪アリーナ（現愛称：道北アークス大雪アリーナ）に、平成31年4月には総合体育館（現愛称：リクルートスタッフィング リック&スー旭川体育館）にネーミングライツを導入しました。

③ その他の民間活用手法

民間活力を活用し、施設等のサービス向上と効率的な管理運営体制についての検討を効果的に進めるため、次のとおりサウンディング型市場調査を行っています。

【図表 4-13 サウンディング型市場調査の実施状況】

実施年度	対象施設	備考
令和元年度	旧東海大学旭川キャンパス	3者参加
令和2年度	常磐公園, 神楽岡公園, 春光台公園, 忠和公園	6者参加
令和3年度	彫刻美術館(ステーションギャラリー含む。), 市民文化会館, 公会堂, 大雪クリスタルホール, 公民館(7施設), 公民館分館(8施設), 図書館, 科学館, 博物館(アイヌ文化情報コーナー等含む。), 東旭川農村環境改善センター, 東旭川学校給食センター, 廃校施設(旧千代ヶ岡小, 旧千代ヶ岡中, 旧神居古潭小中), 新庁舎福利施設(レストラン, 売店)	24者参加
令和4年度	近文保育所 神楽保育所	6者参加 12者参加

^{※20} ネーミングライツ(命名権)

民間事業者等が市の設置施設に対し、条例等で定める名称に代わる名称(愛称)を付与する権利で、ネーミングライツの対価(ネーミングライツ料)を市が得ることにより、安定した自主財源の確保につながる。中核市では既に半数以上の市において、野球場, 体育館, 競技場, 公園など大型施設を中心に導入されている。

イ 施設の売却

用途廃止施設の利活用を効果的に推進するため、平成 29 年 6 月に用途廃止施設等利活用検討会議を設置し、必要に応じて会議を開催してきました。また、施設売却等の効率化及び体制強化に向けて、平成 31 年 4 月からは公共施設マネジメント課が中心になり公有財産（土地・建物）の処分業務を行っています。

【図表 4-14 公有財産(土地・建物)の処分実績】

年度	件数	金額(千円)	うち建物付き売却
平成 28 年度	11	599,641	
平成 29 年度	9	42,073	
平成 30 年度	2	15,000	旧旭川第 1 中学校
令和元年度	8	157,090	旧豊田保育所
令和 2 年度	9	188,645	しらかば共同作業所
令和 3 年度	18	618,603	旭川移住生活体験住宅(車庫) 鉄工団地福祉センター
令和 4 年度	11	56,998	
令和 5 年度	10	32,133	

● 売却事例（旧旭川第 1 中学校）

平成 19 年 3 月末に閉校した旭川第 1 中学校の建物と土地は、民間事業者売却し、現在は食品加工工場として活用されています。建物と土地を民間事業者売却した結果、保有延床面積が約 2,300 m²減少しました。



旧旭川第 1 中学校



ウ 受益者負担の適正化

受益と負担の適正化に向けた取組指針^{※21}に基づき、令和元年度には地域集会施設を含む 115 施設で使用料を見直しました（一部を除き令和 2 年 4 月から適用）。

エ 広域的な連携

旭川大雪圏域連携中枢都市圏における公共施設の相互利用の取組として、旭川市生涯学習ポータルサイト「まなびネット旭川」で圏域の公共施設の情報を提供しています。また、本市の図書館、水道施設、広域下水道施設、し尿等処理施設、ごみ焼却処理施設、火葬場、共同墓も、圏域内で広域的に利活用しています。

※21 受益と負担の適正化に向けた取組指針

サービスを利用し利益を受ける方に利益に見合った応分の負担を求めることで、利益を受けない方との負担の公平性を確保するため、平成 17 年 2 月に策定した(その後平成 29 年 10 月に改訂)。

(4) 基本方針4「推進体制とマネジメントサイクルの構築」

ア 施設情報の一元管理

公共建築物の現状把握，施設運営における課題等の整理・検討のため，公共施設カルテを毎年度作成しています。

【図表 4-15 公共施設カルテ】

令和6年度版 旭川市公共施設カルテ						
■基本情報						
施設名	ときわ市民ホール			番号	16	
施設用途	市民文化系施設 【集会施設】					
所在地／地域区分	旭川市5条通4丁目／中央・新旭川		都市計画区域区分等	市街化区域		
単独・複合施設区分	単独		施設運営形態	指定管理者(利用料金制)		
所管部署	市民生活部 地域活動推進課 (電話番号 0166-25-6012)					
設置根拠	旭川市ときわ市民ホール条例					
設置目的	女性、勤労青少年、高齢者、障害者、ボランティアなどの市民各層の活動を助長するとともに、それら相互の交流の促進と連帯意識の醸成を図り、もって、福祉の増進に寄与するため設置。					
整備配置に関する計画				保全に関する計画	第1期アクションプログラム施設保全計画	
■建物情報						
建築年度	1988	経過年数	36年	延床面積	4,945.28	m ²
主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階		棟数	1棟		
避難所指定施設	指定なし		耐震化の状況	耐震性あり		
■コスト指標						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	4年平均	
利用人数あたり維持コスト 円/人	447	507	390	357	425	
利用人数あたり運営コスト 円/人	0	0	0	0	-	
利用人数あたり総コスト 円/人	447	507	390	357	425	
■施設運営状況						
管理運営方式の変更予定						
施設運営上の課題	利用者増につながる更なる自主事業を実施するとともに、施設案内を充実し新規利用者の拡大を図る。					
施設整備等の今後の予定						
■特記事項						

イ 市民との課題認識の共有

公共施設マネジメントについての各種方針・計画の策定に当たり、地域まちづくり推進協議会との意見交換会（平成 28～30 年度）や市民説明会（令和元年度）を開催し、意見提出手続（パブリックコメント）を行いました。また、平成 30 年度には高校生、高専生、大学生を対象にまちづくり対話集会「聴かせて！君の声～これからの公共施設の活用法」を開催したほか、令和 3 年度には公共施設等総合管理計画の改訂に合わせて「こうほう旭川市民」に関連記事を掲載しました。

【図表 4-16 「こうほう旭川市民」掲載記事(令和 3 年 10 月号)】

公共施設の未来を一緒に考えよう

市には、様々な公共施設があります。しかし、現在、多くの施設で老朽化が進み、改修や建替えに多額の費用がかかっており、全ての施設を維持し続けることが難しい状況です。

市では、市民の皆さんと現状や課題を共有し、将来の世代に負担を残さないよう検討を進めています。公共施設の未来を一緒に考えることが大切です。
【詳細】公共施設マネジメント計画25-9636



公共施設の現状は？

公共施設には、市役所・支所・学校・図書館・市営住宅などの公共建築物の他、道路や橋・上下水道といった日常生活を支える施設があります。今回は、公共施設のうち公共建築物について考えます。市が所有する公共建築物は672施設あり、延床面積の合計は約119万㎡となっています。床面積の割合では、小・中学校や福祉センター等の学校教育施設が約4割、市営住宅が約3割を占めています。一般的な建物は、建築から30年ほどで老朽化が目立ち始め、大規模な改修が必要になります。現在、市の公共建築物の約6割が建築から30年以上経過しており、その割合は10年後に8割を超える見込みです。

市内には、たくさん公共施設があるんだね。でも、こんなまじまじになっているんだ



床面積の割合

- 学校教育系施設 39%
- 市営住宅 32%
- 市民文化系施設 6%
- スポーツ・レクリエーション系施設 5%
- 行政系施設 4%
- 社会教育系施設 2%
- 保健医療施設 2%
- 供集系施設 1%
- 子育て支援系施設 1%
- 公園 1%
- その他 6%

経過年数

- 30年未満 36%
- 10年未満 6%
- 10年以上 9%
- 20年以上 21%
- 30年以上 64%
- 40年未満 29%
- 50年以上 23%
- 50年以上12%

人口減少による影響は？

公共建築物の問題は、老朽化だけではなく、市の人口は、理想的に推移しても2060年には約23万人まで減少し、特に15歳から64歳までの世代が大きく減少する見込みです。人口減少や少子高齢化が進むと、公共施設の利用率が少なくなり、施設に対するニーズが変わってくることも考えられます。今後は、人口減少に伴い税収が減る一方で、医療や福祉にかかる経費が増加するなど厳しい財政状況が予想されます。

人口が減ると税収も減ってしまう。公共施設はどうしたらいいんだろう？



施設の整備にはいくらお金がかかるの？

旭川市の普通会計支出決算 (注：旭川市議会)

平成12(2000)年度と令和元(2019)年度と比べると

- 公共施設等の整備に使ったお金(投資的経費) 321億円 → 165億円(約半減)
- 子供から高齢者まで福祉サービスに使ったお金(扶助費) 240億円 → 525億円(約2倍以上)

老朽化する施設の改修や建替えには多額の費用が必要ですが、施設の整備に使えるお金は減っています。

●5年間の施設整備にかかった総額のお金=70億円 (現在の施設をそのまま維持した場合)

今後、施設整備にかかる年間のお金は126億円
公共施設の整備費用の多くは、市債(市の借金)を財源にしているため、将来の世代に大きな負担を残すこととなります。

●数字は普通会計の決算額。普通会計は市債の返済や国の補助金に比べて不足するため、国が定めた上限額を超過し、国庫等では一般会計の他、特別会計(動物園事業・青少年センター・母子生活支援施設等)が充てられます。

整備・維持するには、こんなにお金が必要なんだ



将来に向けた取組み

平成28年2月に旭川市公共施設等総合管理計画を策定し、施設の保全や再編の取組を進めています

■施設の「量」を考えよう！
限られた財源の中で公共施設を維持するためには、現在の施設の量を、人口減少に合わせて見直す必要があります。施設の縮減や統合、スペースの有効活用を進め、老朽化した施設の建替えや新築施設の整備を抑制し、適切な施設量となるよう取り組みます。

■施設の「安心・安全」を考えよう！
これまで以上に、壊れてからの対応では、自然災害などで被害が大きくなり、復旧に時間がかかる可能性があります。計画的に施設を改修し、管理していくことで、市民の皆さんが安心・安全に公共施設を利用できるように努めます。

■施設の「お金」を考えよう！
人口減少を見越えて、施設の維持管理にかかる経費を減らしていくことが必要です。今後使用し続ける施設は、福祉サービス事業や施設利用の効率的な運営により維持管理費を減らします。また、使わなくなった施設は、貸付けや売却などを進め、財源を確保していきます。

施設の場合の事例 西神楽市民交流センター
西神楽地域には、西神楽支所の建物(1階=支所、2階=公民館)と西神楽児童遊園センターが、道路をはさんで建っています。支所の老朽化が進んでいたことから、前年度に児童遊園センターを撤去し、西神楽市民交流センターとしてリニューアルしました。施設を統合した結果、延床面積が約900㎡減少しました。

統合前=3施設合計2,448.83㎡ 延床面積約900㎡減少
統合後=3施設合計1,550.45㎡

西神楽支所
西神楽公民館
西神楽児童遊園センター

統合後
●西神楽市民交流センター
●西神楽公民館
●西神楽児童遊園センター

売却の事例 旧旭川第一中学校
平成19年3月末に閉校した旭川第一中学校の建物と土地は、民間事業者へ売却し、現在は食品加工工場として活用されています。建物と土地を民間事業者へ売却した結果、保有延床面積が約2,500㎡減少しました。

売却前=2,259.14㎡ 売却後=0㎡
延床面積約2,500㎡減少
校舎=1,522.27㎡ 体育館=736.87㎡
売却 民間事業者 食品加工工場として活用

旭川市公共施設等総合管理計画改訂版案 に対するご意見を募集します
●資料の配布場所=公共施設マネジメント(総合庁舎4階)、市政情報コーナー(総合庁舎1階)、各支所・公民館、市庁舎
●資料配布・意見の提出期間=11/19～12/20

ウ 職員の意識改革の推進

平成 30 年度に公共施設マネジメントについての職員研修を行いました。また、令和 3 年度には公共施設等総合管理計画の改訂に合わせて、職員向け電子掲示板でのシリーズ研修(啓発記事の連載)を、令和 4 年度には公共施設の在り方と今後のまちづくりについて職員研修を行いました。

令和7年2月

【問合せ先】

旭川市行財政改革推進部公共施設マネジメント課

〒070-8525

旭川市7条通9丁目 総合庁舎6階

電話 0166-25-9836

Fax 0166-24-7833

E-mail kokyoshisetsu@city.asahikawa.lg.jp